



# 新図書館複合施設整備事業について

## 工事再開でも、中止でもなく、現在の計画を「見直し」といたします

昨年11月から工事を一時中断していました「新図書館複合施設整備事業」について、市議会6月定例会で、工事再開でも、中止でもなく、現在の計画を見直しするという判断を表明させていただきました。

主な理由は、市財政に与える影響です。現本館のランニングコスト(維持管理費)が、年間約2億3千万円であるのに対し、新図書館複合施設は、1億6千万円増の年間約3億9千万円となる見込みです。また、事業再開に当たっては、資材の価格上昇などにより、約1億円増の約39億円の総事業費が見込まれます。毎年度の維持管理費約3億9千万円は市債など特定財源の活用が期待できる施設整備費とは異なり、一般財源により賄うことになり、大きな負担になると考え、見直しが必要ではないかと判断いたしました。

事業予定地であった上平の土地は、地権者の方々にご理解、ご協力をいただいた上で市が取得したものです。これを活用せず、そのまま放置しておくという選択肢はありません。地域の特性、そして公共施設マネジメントを踏まえた上で、図書館分館機能を含む複合施設として、市民の皆さまに喜んでいただけるような施設を今後検討していきたいと思っております。また、図書館の本館の位置は、当面現在のままとしたいと考えています。

市民の皆さまには、今回の判断につきまして、ぜひご理解いただき、引き続き市政に対するご協力を賜りますようお願い申し上げます。

市長 畠山 稔



市議会6月定例会で表明しました

市議会6月定例会  
補正予算などの議案を  
可決・承認・同意・答申

総務課  
☎77514963  
FAX7759819

市議会6月定例会は、6月5(25)日の21日間の会期で開かれました。

この議会では、補正予算案などの議案が審議され、市長提出の11議案と諮問2件は、全て原案のとおり可決承認、同意または答申されました。可決された補正予算には、障害者の短期入所(ショートステイ)を併設する共同生活住居(グループホーム)の整備を行う社会福祉法人を支援するための費用などを計上しています。

●固定資産評価審査委員会委員の選任 固定資産評価審査委員会委員に、伊澤愛子氏を再任することが同意されました。

●人権擁護委員の候補者の推薦 人権擁護委員の候補者に、小川久雄氏と村田眞司氏を推薦することに異議なき旨の答申がされました。

### イコス上尾の臨時休館

イコス上尾 ☎77211611  
FAX77211614

イコス上尾は施設設備点検のため、8月14日(火)は臨時休館します。

文化センター・上尾公民館の  
臨時休館、移動執務

文化センター ☎77412951  
FAX77412955  
上尾公民館 ☎77510185  
FAX77617366

文化センターと上尾公民館は電気設備保守点検と館内消毒のため、8月13日(月)・14日(火)は臨時休館します。これに伴い、上尾公民館は市役所6階602会議室(☎7751111、内線602)で移動執務をします。



コミュニティセンター・  
消費生活センターの  
臨時休館、移動執務

コミュニティセンター ☎77510866  
FAX77510868  
消費生活センター ☎77510800  
FAX77614600

コミュニティセンターは館内消毒のため、8月13日(月)・14日(火)は臨時休館します。これに伴い、消費生活センターは市役所議会棟4階全員協議会室(☎7751111、内線376)で移動執務をします。

2019年6月分  
市役所ギャラリーの貸し出し

生涯学習課 ㊟77519496  
㊟77622250

2019年6月は、市で使用するため、9月3日(月)は市役所ギャラリーの抽選は行いません。※市民ギャラリーの抽選は通常通り行います。

8月は「道路ふれあい月間」

道路課 ㊟77518597  
㊟77519906

8月は「道路ふれあい月間」です。身近な存在でありながら、普段あまり意識することのない道路の役割や重要性を再認識しましょう。また、8月10日は「道の日」です。

(株)西武ライオンズと  
「連携協力に関する  
基本協定」を締結

行政経営課 ㊟775-3963・㊟776-8873

7月4日、市は(株)西武ライオンズと「連携協力に関する基本協定」を締結しました。これは、地域振興に関する協働事業を通じて地域社会の発展、市民福祉の向上に寄与することを目的としたものです。



「連携協力に関する基本協定」を締結した(株)西武ライオンズ居郷社長(中央左)と畠山市長

年金の請求手続き

保険年金課 ㊟77555137  
㊟77519827

道路上への商品の展示や看板・旗などおなどの掲示、乗り入れブロックなどの設置、私有地からの枝の張り出しや雑草の生い茂りは、道路を狭くして歩行者や車両などの通行の妨げとなります。通行の妨げとなつているものは取り除き、快適で美しい道路環境をつくるためにご協力をお願いします。

全ての年金は、受けられる資格があつても本人が請求の手続きをしなければ受給できません。また、加入していた年金制度によって請求先が異なります。各年金の請求先は下表のとおりです。なお、手続きに必要な

加入していた年金制度	請求先
・国民年金(第1号被保険者期間だけ)	保険年金課
・国民年金(第3号被保険者期間のある人) ・国民年金と厚生年金の加入期間のある人 ・厚生年金だけ	年金事務所
・共済組合だけ	各共済組合または年金事務所
・国民年金と共済組合の加入期間のある人 ・厚生年金と共済組合の加入期間のある人 ・厚生年金と国民年金と共済組合の加入期間のある人	年金事務所と各共済組合

な書類は個人により異なりますので、事前にねんきんダイヤル(㊟0570051165)、大宮年金事務所(㊟623399)、または保険年金課に問い合わせてください。

●老齢基礎年金「受給要件」次の①

⑤の期間の合計が原則として10年以上の人 ①国民年金保険料納付済期間②国民年金保険料免除期間(一部免除の場合は、免除されなかった額を納付した期間)、納付猶予期間、法定免除期間、学生納付特例期間③厚生年金や共済組合の加入期間④第3号被保険者期間⑤合算対象期間(カラ期間) ※カラ期間とは、昭和36年4月〜昭和61年3月に厚生年金

関東管区行政評価局長感謝状  
受賞

市民協働推進課 ㊟77514597  
㊟7750007

5月22日、平成30年度行政相談委員全体会議が行われ、市の行政相談委員の大崎純子氏と松澤美智子氏が、関東管区行政評価局長から「関東管区行政評価局長感謝状」を贈呈されました。これは、行政相談委員として一定期間活動し、市役所での定例相談、行政相談業務の遂行に尽力された人に贈られるものです。

や共済組合加入者の配偶者で、本人がどの年金制度にも加入していなかった期間などです。※受給資格期間を満たした人は希望により、60歳以上65歳未満に繰り上げ(減額)請求、または66歳以降の繰り下げ(増額)請求ができます。【年金額】満額で77万9,300円(平成30年度) ※免除・納付猶予・法定免除・学生納付特例期間や未納期間があると減額されます。【支給月】偶数月の15日

●厚生年金を受給中の場合

65歳より前に厚生年金を受給している人は、65歳の誕生日に簡易申請書が送付されます。必要事項を記入して、日本年金機構へ郵送してください。



## 公立保育所の臨時職員名簿登録者を募集



保育課 ☎775-5044・☎774-5342

公立保育所では、代替保育士、代替看護師、代替給食調理員、短時間保育士、延長時間パート職員(資格のない人も可)の登録者を募集しています。

①**代替保育士**【勤務時間】(月)~(土)の8時30分~17時のうち、1日7時間30分(週5日勤務) ※(土)は月1回程度の勤務です。【日給】8,175円(年数加算あり) ☎保育士資格がある60歳までの人

②**代替看護師**【勤務時間】(月)~(土)の8時30分~17時のうち、1日7時間30分(週5日勤務) ※(土)は月1回程度の勤務です。【日給】11,325円(年数加算あり) ☎看護師資格がある60歳までの人

③**代替給食調理員**【勤務時間】(月)~(土)の8時30分~17時(週5日勤務) 【日給】6,825円(年数加算あり) ☎60歳までの人

④**短時間保育士**【勤務時間】(月)~(土)の8時30分~17時(土)は12時まで)のうち、1日4時間30分(週4日勤務) ※勤

務時間帯は要相談です。【時給】1,020円(年数加算あり) ☎保育士資格がある60歳までの人

⑤**延長時間パート**【勤務時間】(月)~(金)7時~8時30分、17~19時、(土)7時~8時30分、12~18時(部分勤務が可) 【時給】1,090円 ☎63歳までの子どもが好きな人

●①~⑤**共通**【勤務場所】市内公立保育所15カ所のうち、勤務可能な保育所【交通費】2~4<sup>+</sup>未満/100円、4<sup>+</sup>以上/150円 ※①~③は公共交通機関利用の場合、実費支給です。☎登録申請書(保育課にある。市ホームページからダウンロードも可)に必要事項を記入して、履歴書、証明写真、資格証の写し(③⑤を除く)を用意して直接、保育課へ ※受け付けは随時行っています。 ※詳しくは、市ホームページをご覧ください。

## 金婚式典・ダイヤモンド婚式典

高齢介護課 ☎775-5124・☎776-8872

金婚(結婚50年)とダイヤモンド婚(結婚60年)の夫婦を祝福し顕彰するため、次のとおり合同式典を行います。☎10月21日(日)13時30分~15時30分(受け付け/12時30分~) ☎文化センター ☎金婚式典/4月1日から式典当日まで、夫婦共市内に住所があり、昭和43年中に結婚した夫婦 **ダイヤモンド婚式典**/4月1日から式典当日まで、夫婦共市内に住所があり、昭和33年中に結婚した夫婦 ※過去に対象となっていて、まだ届け出をしていない夫婦も対象です。☎「金婚式典・ダイヤモンド婚式典対象者届出書」に必

要事項を記入して、8月17日(金)まで(必着)に直接か郵送またはファクスで高齢介護課(〒362-8501本町3-1-1)か各支所・出張所、または各地区の民生委員へ ※送迎バスの利用を希望する人は、「送迎バス利用申込書」も提出してください。停留所と予定時刻は**下表**のとおりです。バスの利用は先着順のため、満席の際には利用できない場合もあります。 ※「金婚式典・ダイヤモンド婚式典対象者届出書」と「送迎バス利用申込書」は、高齢介護課、各支所・出張所、民生委員宅にあります。

### 【送迎バス停留所と予定時刻】

東側停留所		予定時刻
東側A経路	原市五区公民館前	12:15
	原市集会所	12:20
	尾山台出張所	12:25
	瓦葺保育所前	12:30
	原市団地北口	12:40
	沼南駅前(駅ロータリー)	12:45
	上新町	12:50
	文化センター	13:00
東側B経路	上郷集会所	12:15
	しらこぼと保育所前	12:25
	出荷所前(菅谷1丁目)	12:35
	上平支所	12:45
	東部浄水場南	12:50
文化センター	13:00	

西側停留所		予定時刻
西側A経路	大谷支所	12:15
	らぼーる上尾入口	12:20
	平方支所	12:25
	西上尾第二団地(ロータリー)	12:30
	文化センター	13:00
西側B経路	諏訪神社前	12:10
	西消防署前	12:15
	西上尾第一団地(ロータリー)	12:20
	浅間台大公園	12:25
	井戸木広場	12:35
文化センター	13:00	

※時刻表の停留所、時刻、運行ルートについては、申し込み状況により変更します。帰りのバスは、式典終了後に文化センターから出発します。

## 塀の耐震対策を 万全に

建築安全課 ☎775-8490・☎775-9906

6月18日に発生した大阪北部地震の際、登校中の児童がブロック塀の倒壊に巻き込まれて亡くなる痛ましい事故が発生しました。塀(ブロック塀・石塀他)の安全管理は、このような被害を防ぐためにも大変重要です。

これらの塀の所有者は専門家に相談し、必要に応じて造り替えや耐震補強などの対策をして、地震に備えましょう。

簡易な点検のポイント、建築基準法に定められた基準、専門家団体の相談先は、市ホームページで確認できる他、各支所にあるリーフレットを参考にしてください。



平成31年4月  
採用予定

## 市職員を募集

職員課 ☎775-5112・☎775-9819

### 【第1次試験日】

9月16日(日) ※試験時間と会場は、申込時にお知らせします。

### 【試験内容】

公務員として必要な知識について、活字印刷文による教養試験、作文試験、専門試験(土木・電気・機械・社会福祉士・保育士)

### 【申し込み方法】

申込書(職員課、消防総務課、各支所・出張所、図書館本館にある。市ホームページからダウンロードも可)に必要事項を記入して、証明書用写真(縦4×横3寸)2枚を貼り付けて、8月13日(月)・14日(火)の9~16時に申し込んでください。 ※受験資格、申込受付場所などは、市ホームページまたは申込書にある受験案内をご覧ください。

### 【職種と採用予定人数】

職 種	人数
一 般 事 務	10人程度
一 般 事 務 (身体障害者)	
土 木	3人
電 気	1人
機 械	1人
社会福祉士	若干名
保 育 士	若干名
消 防 士	4人
保育所給食調理員	1人

8月30日~9月5日は  
「建築物防災週間」

建築安全課

☎775-8490  
☎775-9906

建築物に関する防災知識の普及や防災対策の推進を目的に、年2回「建築物防災週間」を定めています。この期間中、不特定多数の人が利用する施設などの建築物を点検します。また、建築基準法では、建築物・建築設備・昇降機の維持管理状況の報告を義務付けています。報告の対象や調査方法などは、市ホームページをご覧ください。

### 納税通知書用封筒の 広告を募集

市民税課

☎775-5131  
☎775-9846  
☎775-1664  
☎775-9846

2019年度に発送する納税通知書用封筒に掲載する広告を募集します。掲載は審査の上、決定します。

【掲載場所】封筒裏面【募集枠数】各封筒4枠以内【規格】縦3.5×横9cm、単色刷り(市の指定色)【掲載料】5万円(1枠当たり)【申込書】(各担当課にある。市ホームページからダウンロードも可)に必要事項

を記入して8月1日(水)~10月31日(水)に直接、各担当課へ

### 特別児童扶養手当の 所得状況届の提出を

障害福祉課

☎775-5123  
☎776-8872

特別児童扶養手当受給者(支給停止者も含む)は、所得状況届を提出してください。この届けは、引き続き手当を受けられるかを審査するためのものです。登録者には、8月上旬に郵送で通知します。【提出期間】8月13日(月)~9月11日(火)(土日を除く)【提出方法】通知書に記載された必要書類と印鑑を用意して直接、障害福祉課へ

税目	担当課	広告掲載期間	発送予定数
市・県民税	市民税課	2019年6月~ 2020年5月	約40,000通
軽自動車税			約38,000通
固定資産税	資産税課	2019年5月~ 2020年4月	約75,000通

☎ とき ☎ ところ ☎ 内容 ☎ 対象  
☎ 申し込み ※記載のないものは「当日、直接会場へ」

☎ 費用・金額 ※記載のないものは「無料」 ☎ 定員 ☎ 持ち物  
☎ 問い合わせ

## チャイルドシート・シートベルト着用促進運動

交通防犯課 07755138  
077519927

県では、8月1日(水)～31日(金)に、交通死亡・重傷事故防止のため自動車乗車中のチャイルドシート・シートベルト(特に後部座席)の着用促進運動を実施しています。交通事故時に、チャイルドシートを使用していない場合の死亡重傷率は使用時の約2倍、シートベルトを着用していない場合の死亡率は、着用時の約15倍になります。自動車乗車中は、必ずチャイルドシート・シートベルトを正しく着用しましょう。

## 技能功労者表彰候補者の推薦

商工課 077714441  
077515024

技能者の社会的地位と技術水準の向上、勤労意欲を高めることを目的に、技能の向上や後進の育成などに貢献している人を表彰します。④主に市内で就業している次の①～③の全てに該当する人①技能者として同一職種の職業に30年以上従事し、かつ現在もその職業に従事している②優れた技能を持ち、後進の模範となっている③下記の「表彰対象職種」

に該当する「表彰対象職種」大工、とび職、左官、板金工、屋根職、畳職、タイル・レンガ工、ブロック建築工、石工、配管工、電気工事工、ガラス工、造園職、塗装工、表具師、建具師、家具製造工、内装・インテリア、看板・広告美術、印刷工、印章彫刻士、時計修理工、写真師、貴金属装身具製造職、自転車組立・修理工、自動車整備・修理工、製菓・製パン・製メン工、豆腐製造職、染物・洗張職、洋裁・洋服仕立職、和服仕立職、寝具製造職、クリーニング、美容師、理容師、はり・きゅう・あんま・マッサージ・指圧他 ④技能職団体の代表者などは、推薦書(商工課にある)に必要事項を記入して、9月7日(金)までに直接、商工課へ※技能職団体に属さない場合は、自薦もできます。

## ぐるっとくん敬老月間事業

高齢介護課 07755124  
077618872

①ぐるっとくんの無料乗車 9月は敬老月間として、市内循環バスぐるっとくんの無料乗車ができます。②市内の日帰り温泉施設の利用割引 など 高齢者の健康増進・介護予防を推進するため、市内の日帰り温泉施設の協力を得て、利用の際、優待

が受けられます。 ※詳細は、各施設に問い合わせてください。

●極楽湯上尾店(07912641) / 上平菅谷北上尾線・原市平塚循環「天然温泉極楽湯前」下車

●湯の道利久上尾店(0781998) / 大石領家北上尾線(中分)または平方丸山公園線(大石支所前)下車

●天然温泉花咲の湯(07313726) / 原市瓦葺線(四番耕地)または原市平塚循環「原市駅」下車

●健康プラザわくわくランド(07811126) / 平方小敷谷循環・平方丸山公園線「わくわくランド」下車

●①②共通 09月1日(土)～30日(日)

市内に在住の65歳以上(昭和28年9月30日以前生まれ)の人 ※極楽湯上尾店だけ、60歳以上(昭和33年9月30日以前生まれ)の人です。【利用方法】①は降車時②は入館時に本人の氏名・住所・生年月日が確認できる物を提示

## 上尾市総合防災訓練

危機管理防災課 077515140  
077519927

「台風による大雨により荒川の水位が上昇し、その後東京湾北部を震源とする海溝型地震の発生によって市内に大きな被害が発生した」という想定で防災訓練を実施します。

消防機関と各種ライフライン関係機関などによる、災害時応急対策活動の訓練や、地区住民による避難所開設訓練を実施します。また、起震車による地震体験コーナー(最大震度7)や、体験展示コーナーも多数開設する他、自衛隊による土のう作り体験や車両展示も行います。 ※避難所開設訓練は、雨天時も決行します。駐車場に限りがありますので、公共交通機関または自転車でお越しください。 08月19日(日)8～12時(予定) 所 平方小学校

## ひとり親のためのお仕事相談

子ども支援課 07756819  
077415342

キャリアプラン、ライフプラン、就職、転職など仕事に関することを何でも個別に相談できます。 08月9日(木)・23日(木)、9月6日(木)・12日(水)10～15時(12～13時を除く) ※1回の相談は50分です。 所 子ども支援課(相談室) ひとり親家庭の父または母 ※子どもの年齢は問いません。 申事前、直接または電話で子ども支援課へ



## 児童扶養手当 現況届の提出を

子ども支援課  
☎775-6819・☎774-5342

児童扶養手当を登録している人は、現況届を提出してください。この届けは、8月分以降の手当額を決定するためのものです。受給資格者には、事前に郵送で通知します。☑右表のとおり(受け付け/8時30分~17時、土)の12~13時と(日)を除く ※窓口の混雑を防ぐため、証書番号で受付期間を設けています。受付期間に来庁できない場合は、証書番号に関わらず8月中旬にお越しください。☑印鑑 ※その他、必要な書類は個人により異なりますので、通知書に記載された必要書類を用意してください。【提出方法】直接、子ども支援課へ

証書番号	受付期間
1~2300、 984100~20220000	8/1(水)~8/7(火)
2301~3300	8/8(水)~8/15(水)
3301~3800	8/16(木)~8/23(木)
3801~4550	8/24(金)~8/31(金)

## ひとり親家庭への就労支援

子ども支援課  
☎775-6819・☎774-5342

### 教育訓練給付金

ひとり親家庭の親の雇用の安定と就職の促進を図るため、就業に結び付く可能性の高い講座を受講する場合、受講料の一部を支給します。☑厚生労働省の指定教育訓練講座を受講し修了した場合、経費の60%相当額(上限20万円)を支給 ☑市内に住所があるひとり親家庭の親 【支給要件】次の全てに該当する人 20歳未満の子どもを扶養している/児童扶養手当を受給している、または同様の所得水準である/今までに同事業の給付金の支給を受けたことがない/適職につくために訓練を受けることが必要であると認められる ※雇用保険からの一般教育訓練給付(経費の20%を支給)を受けられる人は、経費の60%相当額との差額を申請できます。☑受講したい講座の申し込み前に、パンフレット(講座の資料)などを用意して直接、子ども支援課へ ※対象の講座は、教育訓練給付制度ホームページ(☎http://www.kyufu.mhlw.go.jp/kensaku/)を確認してください。

### 高等職業訓練促進給付金・修了支援給付金

ひとり親家庭の親の経済的自立と生活の安定を図るため、資格取得のために修学をする場合、給付金を支給します。☑①高等職業訓練促進給付金/対象資格取得のため1年以上養成機関に通い修学する場合、月額70,500円(非課税世帯10万円)を修学期間中、最長3年間支給 ②修了支援給付金/①を受給して全課程を修了した場合、25,000円(非課税世帯5万円)を支給 ☑市内に住所があるひとり親家庭の親 【支給要件】次の全てに該当する人 20歳未満の子どもを扶養している/児童扶養手当を受給している、または同様の所得水準である/今までに同事業の給付金の支給を受けたことがない 【対象資格】看護師、准看護師、介護福祉士、

保育士、理学療法士、作業療法士他 ☑養成機関を受験する前に学校案内などを用意して直接、子ども支援課へ

### ■高等職業訓練促進資金貸付事業

高等職業訓練促進給付金を受給する場合に入学準備金(50万円)、また養成機関を修了して取得した資格を生かして就職する場合に就職準備金(20万円)の貸し付けが受けられます。また、高等職業訓練促進給付金で取得した資格を生かして就職し、県内で5年間就労した場合、貸付金の返還が全額免除されます。 ※実際の貸し付けは、県社会福祉協議会が行います。

### 高等学校卒業程度認定試験合格支援

ひとり親家庭の親、子の就職を支援するため、高卒認定試験合格を目指して講座を受講する場合、受講料の一部を支給します。☑(1)受講修了時給付金/高卒認定試験の合格を目指す講座を受講し修了した場合、経費の20%相当額(上限10万円)を支給 (2)合格時給付金/(1)を受給し受講修了した日から2年以内に高卒認定試験の全科目に合格した場合、経費の40%相当額(受講修了時給付金との合計上限15万円)を支給 ☑市内に住所があるひとり親家庭の親または子ども 【支給要件】次の全てに該当する人 高卒資格または大学入学資格がない/今までに同事業の給付金の支給を受けたことがない/就業経験などから判断して、高卒認定試験に合格することが適職に就くために必要と認められる/申請者が親の場合は、20歳未満の子どもを扶養している/申請者が子の場合は、20歳未満であり、ひとり親家庭の親に扶養されている/児童扶養手当を受給している、または同様の所得水準である世帯 ☑受講したい講座の申し込み前に、パンフレット(講座の資料)などを用意して直接、子ども支援課へ